2025年11月14日

お客さま各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会が策定した自主行動計画に示された「2026年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標に向けた対応として、下記の通り取り組んでまいりますので、お知らせいたします。

記

1．手形・小切手の最終振出期限の設定

・手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。
・最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

2．他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

・2026年9月30日（水）をもって、当行以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。
・入金する口座は、当座預金のほか普通預金、定期預金等各種預金を含みます。
・受付終了対象には、旅館券を含みます。

3.「代金取立手形照合表」「譲渡担保手形照合表」の発行終了

・2026年3月31日（火）をもって「代金取立手形照合表」「譲渡担保手形照合表」の発行を終了します。
・発行終了対象は、紙での送付および電子交付を含みます。

4．自己宛小切手・連続手形の発行終了

・既にご案内の通り、手形・小切手の新規発行は2026年3月31日（火）をもって終了しますが、発行終了には自己宛小切手・連続手形の発行も含みます。

手形・小切手機能の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさいネットサービス）ならびにインターネットバンキング「名古屋ビジネスダイレクト」などの電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以　上

名古屋銀行
Bank of NAGOYA